

## 北朝鮮に関する議長声明 (和文仮訳)

安保理は、朝鮮半島及び北東アジア全体における平和及び安定の維持の重要性に留意する。安保理は、安保理決議第1718号(2006年)に違反する、北朝鮮による2009年4月5日(現地時間)の発射を非難する。

安保理は、北朝鮮が決議第1718号(2006年)の下での義務を完全に遵守しなければならないことを繰り返し述べる。

安保理は、北朝鮮がいかなる更なる発射も行わないよう要求する。

安保理はまた、すべての加盟国が決議第1718号(2006年)の下での義務を完全に遵守するよう要請する。

安保理は、団体及び品目の指定を通じて決議第1718号(2006年)の8の規定により課された措置を調整することに合意し、決議第1718号(2006年)に従って設立された委員会に対し、このためにその任務を実施し、2009年4月24日までに安保理に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安保理が2009年4月30日までに措置の調整のための行動を完了することに合意する。

安保理は、六者会合を支持し、その早期の再開を要請し、また、全ての参加者に対し、平和的方法で朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、朝鮮半島及び北東アジアにおける平和と安定を維持するために、中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア及び米国により発出された2005年9月19日の共同声明及びその後合意された文書の完全な実施のための努力を強化することを求める。

安保理は、事態の平和的及び外交的解決への希望を表明し、対話を通じた平和的及び包括的解決を促進するための安保理理事国及び他の加盟国による努力を歓迎する。

安保理は、この問題に引き続き積極的に関与する。